

## 「相談支援 はこぶね」令和3年度事業計画書（案）

令和3年4月に3年目を迎えることになり、皆様のご指導、ご鞭撻によって、相談支援事業所として成長させていただき、感謝を申し上げます。当初の計画とは異なる部分はあるものの、徐々に形になっていく事業所を、今後いかにして運営するか、事業計画の形を借りて、皆様と考えて行きたいと考えます。

（令和3年1月31日現在）

契約者数 障がい者 48名 障がい児 38名 計 86名（令和2年の同時期 52名）

契約終了 障がい者 1名 障がい児 1名（R3.2.3 予定）

契約解除 障がい者 1名

（給付費の推移）

予算案、相談支援給付費根拠を参照のこと

（現在の業務内容）

新規相談希望者の面談（アセスメント）

計画案の作成

サービスモニタリング

事業所見学等の便宜

申請等手続き代行

その他諸相談

（今後の計画 展望）

現在、見習いの職員を1名雇い入れしているが、相談支援専門員の資格を得ていないので、相談員として人員配置に組み入れることができません。令和3年度の相談支援初任者研修が実施の運びとなれば、受講させ相談員として組み入れます（コロナウイルスの影響があり時期未定）。相談員1名での1か月の取扱件数は39人となります、2名であれば78名となり、各種加算の申請が可能であるので、やはり相談員増加が今後のカギとなります。これはジェンダー差別ではないが、男性の相談員ばかりになると、障がい児、特に思春期を迎えたような女性のケアがうまくいかないことがあるので、女性職員に関しては必要であると考えます。できればこの年度中にあと1名を確保し、3人体制で相談支援ができれば上出来と思います。

令和2年度の計画と同じく、令和3年度に関しても特に障がい児支援に力を入れていきたいと考えており、報酬の過多だけではなく、「発達障害」というものに注目がされている

現在、それによって悩むご家族がどれほど多いかを実感しています。「発達障害」自体は親の責任でもなければ、子の責任でもありません。かつては少し風変わりな子として認知されていたものが、今は「障がい」の範疇に組み入れられ、支援を必要とする状況です。「インクルーシブ教育」が大阪市において標ぼうされているが、真の意味での「インクルーシブ」にはまだほど遠い状況であると考えています。極論かもしれないが、発達に問題を抱えている子供も、今のところそんな不安のない子供も、同じような教育を受け、同じように楽しみを学校生活に見出し、希望をもって社会に出てもらいたいと切に願っています。私、廣瀬は生涯をかけてこの「発達障害」に関して取り組んでいきたいと考えています。私からすれば「発達障害」という言葉は完全なレッテル貼りであり、健常と呼ばれる子供と障がい児との分断を導く「呪い」です。どのような子供も一様に教育を受け、人生を楽しむ権利がある。まったく、いつになるか遠い未来、もしくは自分の死後かもしれないが、あらゆる子供が「共生社会」を構築できる学校を作りたいと私は考えています。話が脱線いたしましたが、このようなビジョンを先に置いたうえで、一年、一年を過ごせればと思います。

現在の課題としては、

1. 現在のモニタリング回数をどうするか？
2. 大人の障がい者に対しての対応
3. 計画作成以外の便宜に対する評価

以上3点が挙げられると考えます。

この3つのうち、3の項目に関しては、令和3年4月の報酬改定において、計画相談支援の報酬に関して改善策が挙げられており、この資料を添付いたします。

1に関しては、今まで児童のモニタリング回数をほとんど6か月に1度としていたが、児童に関しては状況の激変が多くあり、また虐待や、養護者が障害を抱えているケースでは頻繁な訪問が必要なことから、状況を鑑み3か月ごとを基本とし、2か月ごと毎月という形でモニタリングを行いたいと考えています。

2に関しては、詳しくは事業報告において述べるつもりですが、年末にヘルパーの調理した料理に関してクレームを入れ、紹介した当事業所に慰謝料を請求するという事態が起き、これに関してあまりに悪辣な事象であるために、利用者との契約を解除したという事例があります。契約書の文言において、「金銭の貸借、または金品を強奪しようと策略」した場合においては事業所からの契約解除の事由となることを明言しているが、このようなケースがある以上、問題事例への対策、啓蒙、処理の方法を明確にしておきたいと考えます。具体的には、慰謝料などの支払いには応じない（こちらに非があれば保険にて対応する）、契約書の詳細な説明、職員との事例検討が対応策になると思われます。

昨季の計画において、放課後等デイサービスや子ども食堂などの事業を併設する案がありましたが、これに関しては実現できず、精査が必要であると考えています。こども食堂な

どは場所があれば始めることができるが、自分にさほどの時間がないということから、実現には至りません。放課後等デイサービス、児童発達支援に関しては、それぞれの役割が違うということから、放デイに関しては今、私が持ちうる知識、経験で対処できる部分があるが、児童発達支援に関しては「療育」「機能訓練」の観点を強く保持する必要があり、まだ調査が必要だと考えます。現実的に私が相談員である以上、体を3つにも4つにもするわけにはいきませんので、やはり現在の職員数がある程度満たされ、自分が自由にならないと、動けないので、この2、3年は人員の増加による相談件数の増加、相談の質の強化を目指すという方向になると思います。

予算的には今のところ1名分の給与を基に計算するしかなかったが、先ほども述べたように人員を配置すれば、受けられる利用者の数も増えることから、後追いにはなるが職員が増えても、給与の支払いは十分可能であり、利用者に関してはおそらく減ることがない（今でもおよそ処理が難しい量を基幹相談支援センターは抱えている）ので、問題ないと考えています。

まずは事業所を安定路線に導くことを念頭に、事業の推進を行う所存であり、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

令和3年2月25日  
相談支援 はこぶね  
室長 廣瀬 僚